令和６年度（2024年度）
障害福祉サービス等制度改正について
【訪問系サービス編】

【対象サービス】
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護

八王子市福祉部指導監査課　障害担当

１．この動画の目的について

２．令和６年度　主な制度改正事項について

１．この動画の目的について

令和６年度障害福祉サービス等制度改正

令和6年4月1日
・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（一部の改定事項については経過措置あり。）

・八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営の基準に関する条例の一部を改正する条例　施行

この動画の目的について

指導・監査

法令等で定める指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、サービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、本市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

↓

障害福祉サービス事業者等に対し、改正基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知することが、障害者（児）福祉の増進のために必要と考え、こちらの動画を作成しいたしました。

２．令和６年度
主な制度改正事項について

制度改正事項
①福祉・介護職員等処遇改善加算について
②地域生活支援拠点等の機能の充実
③意思決定支援の推進
④障害者虐待の防止・権利擁護
⑤障害福祉現場の業務効率化
⑥業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化
⑦情報公表未報告の事業所への対応
⑧障害の重度化・障害者の高齢化など地域のニーズへの対応
⑨特定事業所加算の加算要件の見直し
⑩重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実（重度訪問介護）
⑪行動援護における短時間の支援の評価等
⑫サービス提供責任者等の資格要件について（居宅介護、行動援護）
⑬その他（基本報酬の見直し、個別支援計画の共有、「常勤」及び「常勤換算」要件の見直し）

①福祉・介護職員等処遇改善加算について

- 福祉・介護職員処遇改善加算
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

サービス区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%

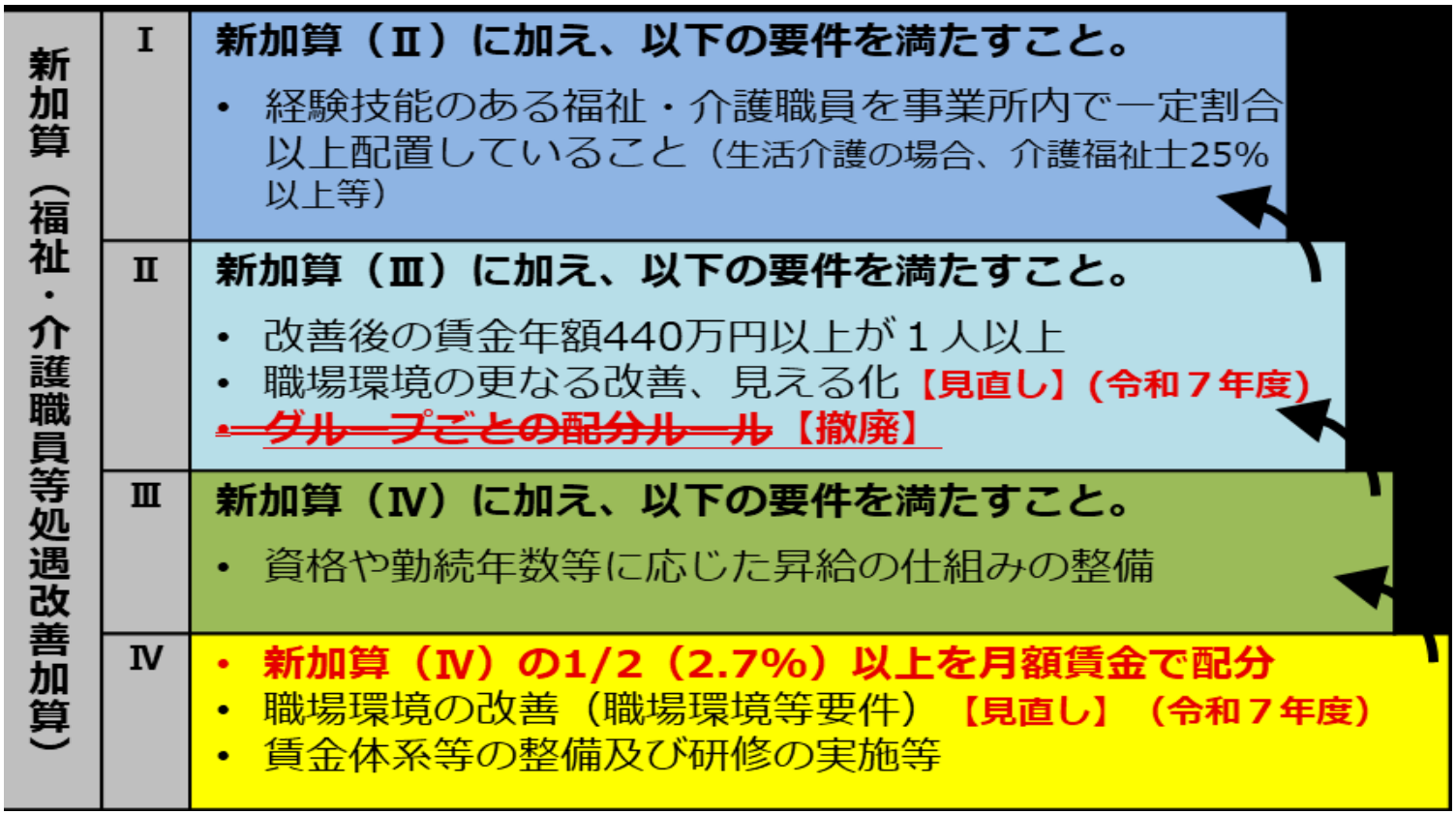

②地域生活支援拠点等の機能の充実

○ 緊急時の対応や施設、病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

○地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整従事者の配置が要件化。

<<緊急時対応加算の見直し>>（居宅介護の例）

［令和５年度以前］

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に１回につき50単位を加算する。

［令和６年度以降］

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に１回につき50単位を加算する。

③意思決定支援の推進

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス

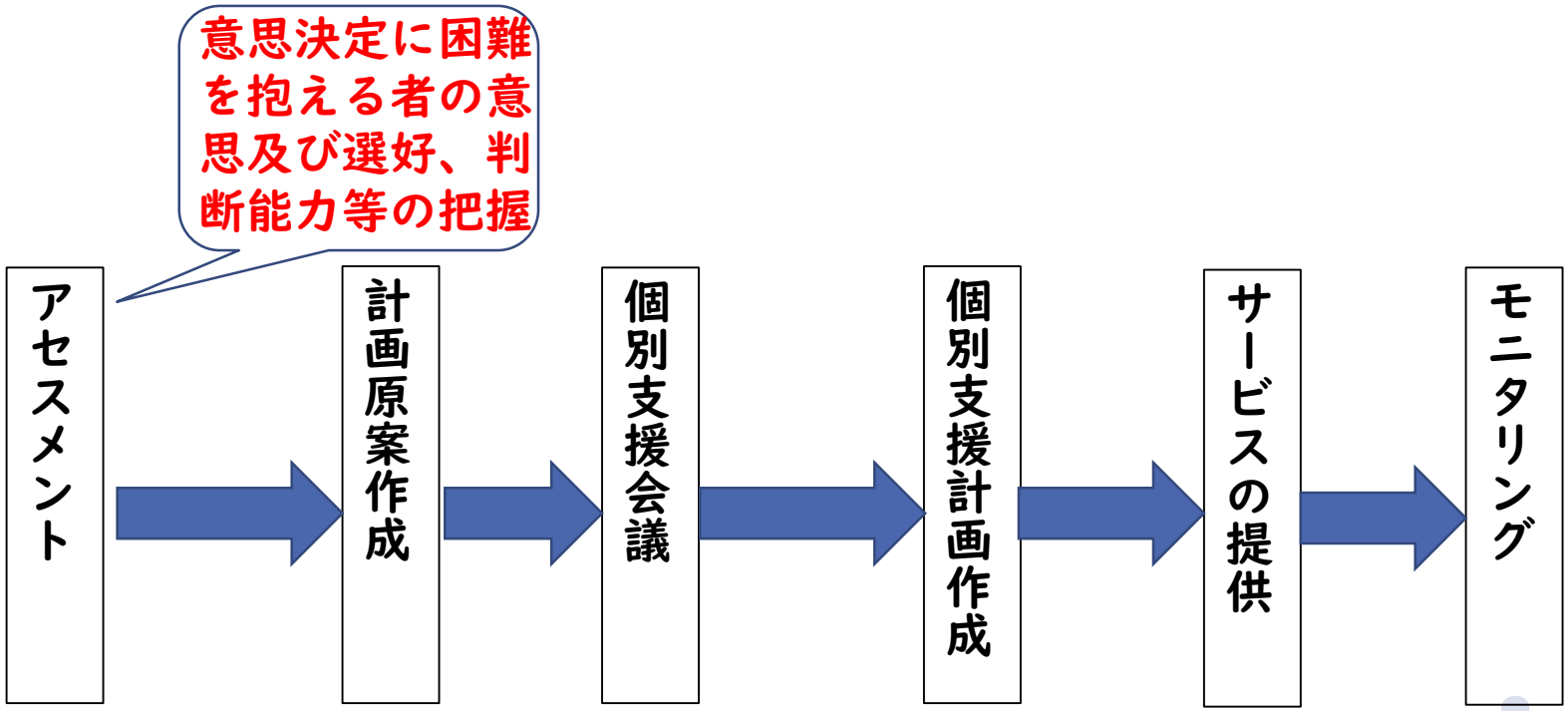

④障害者虐待の防止・権利擁護

○障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、<u>虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）</u>を創設。

虐待防止措置

①虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底

②従業者に対し、虐待防止研修の定期的な実施

③上記措置を適切に実施するための担当者の配置

○ <u>身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。</u>

○本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供に関する本人の意向を把握し、その意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を明確化。

⑤障害福祉現場の業務効率化

○管理者が責務を果たせる場合であり、必要時に速やかに出勤できる場合、同一敷地内等に限らず兼務できることとする。

○ 管理者が適切な措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能となる。

○令和５年度中に作成した標準様式及び標準添付書類の使用の基本原則化について検討。

⑥業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

<<業務継続計画未策定減算>>【新設】

以下の基準に適応していない場合、所定単位数の１％を減算する。

・　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・　当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

⑦情報公表未報告の事業所への対応

○障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

<<情報公表未報告減算>>【新設】

障害者総合支援法第76条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の５％を減算する。

○都道府県知事（中核市にあっては、当該中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

⑧障害の重度化・障害者の高齢化など地域のニーズへの対応

○通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）

通所系事業所 → 病院等 → 自宅

① ②

※②の算定がある場合のみ、①の算定を可能とする。

○熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

【令和５年度以前】
所定単位数の85%（合わせて170%）

→

【令和６年度以降】
所定単位数の90%（合わせて180%）

※重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）への支援に初めて従事する従業者

【新設】所定単位数の90%（合わせて180%）

⑨特定事業所加算の加算要件の見直し（1/2）

□特定事業所加算（Ⅰ）（要件①～③のすべてに適合）所定単位数の20％を加算
□特定事業所加算（Ⅱ）（要件①及び②に適合）　　所定単位数の10％を加算
□特定事業所加算（Ⅲ）（要件①及び③に適合）　　所定単位数の10％を加算
□特定事業所加算（Ⅳ）（要件①及び④に適合）　　所定単位数の５％を加算

（要件）
①サービス提供体制の整備 ②良質な人材の確保 ③重度障害者への対応
④中重度障害者への対応

【居宅介護】
「③重度障害者への対応」の要件に追加
・区分５以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上
「④中重度障害者への対応」の要件に追加
・区分４以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上

※令和５年度末時点で、特定事業所加算を受けている事業所は、３年間の経過措置あり。

⑨特定事業所加算の加算要件の見直し（2/2）

【同行援護】

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加

・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

【行動援護】

「①サービス提供体制の整備」の要件に追加　　※３年間の経過措置あり

・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加

・サービス提供責任者のうち１人以上が中核的人材育成研修を修了した者

「③重度障害者への対応」の選択肢に追加

・区分５以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上

⑩重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実（重度訪問介護）

○入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

【令和５年度以前】
重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分６の障害者

→

【令和６年度以降】
・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４・５・６の障害者

○入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

<<入院時支援連携加算>>【新設】　300単位/回

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

⑪行動援護における短時間の支援の評価等

○ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

・所要時間30分以上1時間未満の場合　（現行）　407単位

→　（見直し後）　437単位

・所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位

→　（見直し後）1,904単位

⑫サービス提供責任者等の資格要件について（居宅介護、行動援護）

【居宅介護】

○「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を廃止する。

※居宅介護職員初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合、所定単位数30%減算する措置も廃止。

【行動援護】

○行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和９年３月31 日まで延長する。

⑬その他

○経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

→令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙１）参照

○各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業者にも交付しなければならないこととする。

○人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下のとおり見直す。

・「常勤」及び「常勤換算方法」計算に当たり、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤（常勤換算計算上「１」」として扱うことを認める。

各事項の参考資料《市HPに掲載されています》

●令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

●令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

こちらの動画は以上で終了です。
ご視聴ありがとうございました。

今後も法令等を踏まえた事業所
の運営をよろしくお願いいたします。